令和7年第9回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年9月5日(金) 14時00分~ 開催場所 羽曳野市役所 議会棟 第二委員会室 出席一覧表

地区名		役 職	農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
展 報 地区	古市		松永 年實	0		
			麻 隆司	0		
			笹本 育司	0		
					松本 武博	0
	西浦		塩田 勝則	0		
			髙橋 寛	0		
			井口 優	0		
					辻本 弘告	0
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	0		
			植野 純央	0		
			吉 田 隆美	0		
					吉田繁	0
西部坦区	埴生	副会長	髙岡 直吉	0		
					尼丁 正寄	0
	高鷲	会 長	奥野 晋也	0		
			松本 忠久	0		
	丹比		大谷 章	0		
			小池 良夫	0		
				(大谷 憲央	0

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名) 欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第17号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3	件
·報告	第18号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2	件
・報告	第19号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1	件
・報告	第20号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1	件
・議案	第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	2	件
·議案	第28号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1	件
・議案	第29号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1	件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

委員

【開会 14:00】

事務局 定刻となりましたので、令和7年第9回の農業委員会定例会を開催させていただきます。

出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。

奥野会長皆様、こんにちは。

9月に入りましても毎日厳しい暑さが続く中、今日は台風10号の影響もありまして、田んぼや畑には久々の恵みの雨ということになりました。その中、多数お集まりいただきまして本当にありがとうございます。今月、これからまた冬野菜の植え付けや9月下旬から稲刈りなど始まる方、お忙しくなる中、体調には留意していただきまして、まだまだ暑い日が続きますが、作業の方も頑張ってもらいたいと思います。それでは、案件の概要の説明の方、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、令和7年第9回農業委員会定例会の案件の概略説明をさせていただきます。

まず、はじめに、報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 西浦地区2件、埴生地区1件、合計3件です。

次に、報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 西浦地区2件です。

次に、報告第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について 埴生地区1件です。

次に、報告第20号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区1件です。

次に、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 丹比地区1件、古市地区1件、合計2件です。

次に、議案第28号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 西浦地区1件です。

事務局次に、議案第29号

農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区1件です。

以上 本日ご審議いただきます案件については報告案件が7件、議案案件が4件の合計 11 件となります。

それでは議長よろしくお願いします。

奥野議長本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。

それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことに、ご 異議ありませんか。

委員異議なし。

奥野議長 それでは、本日の議事録署名委員を植野委員と吉田**隆**美委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告第17号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務 局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。

この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。

自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。

位置図①4条届出をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

対象農地は、蔵之内254番1 地目は田 面積は 216 ㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、物置建築で、転用済となっております。

現地確認委員は、辻本委員です。

2件目です。

位置図②4条届出をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、伊賀二丁目529番1 地目は田 面積は353㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、住宅用地で、既に転用済となっております。

現地確認委員は、髙岡副会長です。

3件目です。

位置図③4条届出をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

対象農地は、西浦五丁目690番2 地目は田 面積は 106 ㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、住宅で、既に転用済となっております。

現地確認委員は、井口委員です。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

奥野議長 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。

地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。

報告第18号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明 をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明させていただきます。この届出は、市街化区域内の農地の権利の設定と転用届となります。

1件目です。

位置図④5条届出をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

対象農地は、蔵之内254番3 地目は、田 面積は、632 m 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

転用目的は、露天駐車場です。

現地確認委員は、辻本委員です。

2件目です。

位置図④5条届出をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

対象農地は、蔵之内254番4 地目は、田 面積は、205 ㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

転用目的は、露天駐車場です。

現地確認委員は、辻本委員です。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

奥野議長 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。

地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。

報告第19号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について事務 局より説明をお願いします。

事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、ご説明させていただきます。 生産緑地を除外したいという意向でのもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取申出を行うことを目的に、「農業の主たる従事者」であったことの証明を行うものです。

事務局位置図⑤従事者証明をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

買取り申出生産緑地は、野々上二丁目 684番1 地目は、田 面積は、543 ㎡

野々上二丁目 684 番 2 地目は、田 面積は、0.81 ㎡

野々上二丁目 685番1 地目は、田 面積は、537㎡

野々上二丁目 685 番 2 地目は、田 面積は、0.03 ㎡

野々上 475番1 地目は、田 面積は、492㎡

申出をする者、買取申出事由の生じた者、買取申出事由は、議案書のとおりです。 事由が生じた日は、令和7年5月26日です。

現地確認委員は 髙岡副会長です。

現地確認をしていただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします

南田洋目 上立紀地に反う 典光の子と 7 分声本の江

奥野議長 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。

地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。

報告第20号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明を お願いします。

事務局 農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてご説明させていただきます。

位置図⑥利用権設定をご参照ください。

この案件につきましては、先月8月の定例会議にて意見聴取のあったものです。 承認を行ったあとに、権利を設定する期間を短縮したいとの要望がございました。。 期間の短縮につきましては、軽微な変更となりますので、報告の案件として取扱い させていただきます。

地区名は、駒ヶ谷地区です。

対象農地は、飛鳥956番36 地目は、畑 面積は、1,348 ㎡ 貸手、借手、その他、詳細につきましては、議案書のとおりです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

奥野議長 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について地元委員から異議がありません でしたので、専決処理させていただきました。

地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第27号農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件ご説明させていただきます。

1 件目です。

本件は、農地の貸借を行うものです。

地図⑦3条許可をご参照ください。

地区名は、丹比地区です。

申請地は河原城682番 地目は、田 面積は、452㎡

事務局同じく河原城686番地目は、田面積は、1,200㎡合計2筆

合計面積は、1.652㎡です。

設定人、被設定人は議案書のとおりです。

申請地は、河原城地内に位置する市街化区域内農地です。

申請地は、現在耕作されている農地です。

貸主は、以前より耕作について3条許可申請による使用貸借にて被設定人が耕作しております。今回契約の更新にあたり新たに許可申請を行うものです。

借主については、世帯2人で営農計画に基づき10年程申請農地を適正に耕作されてきました。周辺農家とも良好な関係を築いています。

営農計画は野菜、機材は耕運機等所有され、従事日数は年間300日間です。

以上の内容から、許可申請については営農計画どおり遵守し継続されるものと判 断します。

現地確認委員は、大谷章委員です。

2件目です。

本件は、農地の所有権移転を行うものです。

地図⑧3条許可をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

申請地は、川向60番8 地目は、田 面積は、892㎡

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。

申請地は川向地内で、石川と飛鳥川が合流する、周辺が農地が連坦する市街化調整区域内の農地です。

譲受人は、譲渡人農地において数年間ブドウ栽培の見習いとして従事されていました。また、近隣市町村で現在、鶏卵業もされていて、今回休耕されている譲渡人の農地を購入して、ブドウの栽培と残地部分において鶏卵の平場飼いを計画されています。鶏については、200㎡の範囲でビニールハウスを設置。換気が出来る仕様で飼育されます。

屋内で飼育するため臭気や糞尿処理は、隣接農地に影響が無いよう計画をされています。飼育に関しての大阪府等の規制については、申請者が相談済です。当局に対しては、ブドウ栽培について、従事されていた農家より推薦書をいただいております。推薦書とは作付から収穫まで数年間従事されブドウ農家より独立しても大丈夫だという推薦書をいただいております。飼育については周辺からの苦情等についての場合に、一切の責任を負うための誓約書を提出していただいています。

現地確認委員は 松永委員です。

説明は以上です。2件についてご審議願います。

奥野議長 1件目の丹比地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元 委員いかがですか

地元委員 1 筆はハウス 6 棟、1 筆は露地栽培をされております。異議はありません。

奥野議長 地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。

地区委員 異議なし。

奥野議長 地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。

他の委員 異議なし。

奥野議長 異議がないようですので、1件目の丹比地区の農地法第3条の規定による許可

申請について原案どおり可決決定いたします。

2件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元 委員いかがですか。

地元委員 8月28日に現地確認しました。当該地は、今事務局の方から説明がありましたように現況、草木が茂っておりまして、休耕地の状態です。今回の申し出によりまして、遊休農地の解消につながると思います。

今回の3条申請につきましては問題ないと思います。

奥野議長 地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。

地区委員 異議なし。

奥野議長 地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。

他の委員異議なし。

奥野議長 異議がないようですので、2件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。

議案第28号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第28号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。

農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画(案)の係る意見聴取がありましたので、本定例会にて意見を求めます。

なお、計画案が承認されましたら、農地中間管理機構に対して計画作成の要請を行います。

地図⑨利用権設定をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。申請地は 西浦928番 地目は、畑 面積は、1,276㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、 ご参照ください。

設定する権利は賃借権です。

期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間です。

申請地は、西浦地内にある調整区域内農地です。

本案件は利用権設定を継続中であったのですが、貸主が死亡したこと、期間満了を迎えており、貸主側が相続登記に期間を要したもので、事務処理上新規案件の扱いとなったものです。

貸主は市外在住で、居住地内に農地を所有されていますが、当地は遠方でもあり管理が難しく現在の借受人に貸したものです。

営農計画等については、ビニールハウスに水耕栽培で野菜を植える計画にて引き続き耕作を行っていくものです。

説明は以上です。

現地確認委員は辻本委員です。

以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

奥野議長 西浦地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかが ですか。

地元委員 1日の日に見てきまして、ハウス建てて利用されていますので、別に問題は ないと思います。

奥野議長 地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。

地区委員 異議なし。

奥野議長 地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。

他の委員 異議なし。

奥野議長 異議がないようですので、西浦地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

議案第29号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局より説明を お願いします。

事務局 議案第29号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。

羽曳野市長より農用地利用集積等促進計画(案)に係る認可要件について意見聴取 がありましたので、本定例会にて意見を求めます。

なお、計画案が承認されましたら、市長へ承認の旨を報告いたします。

地図⑩利用権設定をご参照ください。

地区名は、古市地区です。申請地は古市1777番 地目は、田 面積は、988㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人その他詳細につきましては、議案書のとおりです ので、ご参照ください。

設定する権利は使用貸借権です。

期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間です。

譲受人は、和歌山に住んでおられる方ですけど、近年、太子町の方で桃の栽培をしており、利用権を設定して農地を借りている実績がございます。

今後、南河内の方に拠点を移していくということで、今年の第6回の案件でも、壺井 通法寺地区で利用権設定の承認を受けており、今回申請地において、同様に桃の栽 培を計画するものです。

栽培の実績に関しては、問題ないと考えております。今後につきましては、計画されている従事日数を遵守して畑の管理を行い周辺農地に影響がないよう意見を付して注視したいと思います。

現地確認委員は麻委員です。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

奥野議長 古市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかが ですか

地元委員 この案件につきまして、8月29日現地確認をさせていただきました。 近年不耕作となったような農地です。また周辺農地につきましては良好に管理されておるところです。少し借主が遠い所におられるということで、少し心配はしておるところではございますが、状況を見ていきたいという思いで了承していきたいと思っております。以上です。

奥野議長 地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。

地区委員 異議なし。

奥野議長 地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。

他の委員異議なし。

奥野議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。古市地区の農用地利用 集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。

奥野議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14:25】